

区民委員会議案説明資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

件 名	頁
1 第 1 0 2 号議案 足立区多文化共生推進計画審議会条例	2

(地域のちから推進部)

第 1 0 2 号議案説明資料

令和 8 年 9 月 1 8 日

件 名	足立区多文化共生推進計画審議会条例										
所管部課名	地域のちから推進部地域調整課										
内 容	1 制定の概要 足立区基本計画を支える分野別計画として足立区多文化共生推進計画を策定するにあたり、必要な事項を審議するため、区長の附属機関を設置する必要があることから、足立区多文化共生推進計画審議会条例を制定する。 2 施行年月日 公布の日から施行する。 3 委嘱または任命する委員（20人以内、条例施行規則で定める。） <table> <tr> <td>（1）学識経験者</td><td>2人以内</td></tr> <tr> <td>（2）区内で活動する団体等の構成員</td><td>8人以内</td></tr> <tr> <td>（3）区以外の公的機関の職員</td><td>3人以内</td></tr> <tr> <td>（4）区議会議員</td><td>3人以内</td></tr> <tr> <td>（5）区内に在住し、在勤し、又は在学する者</td><td>4人以内</td></tr> </table> 4 条例案 別紙1のとおり 5 今後の方針 本議案が可決された際には、関係する条例施行規則等の必要な規定整備を行うとともに、委員選任などの手続きを進めていく。	（1）学識経験者	2人以内	（2）区内で活動する団体等の構成員	8人以内	（3）区以外の公的機関の職員	3人以内	（4）区議会議員	3人以内	（5）区内に在住し、在勤し、又は在学する者	4人以内
（1）学識経験者	2人以内										
（2）区内で活動する団体等の構成員	8人以内										
（3）区以外の公的機関の職員	3人以内										
（4）区議会議員	3人以内										
（5）区内に在住し、在勤し、又は在学する者	4人以内										

足立区多文化共生推進計画審議会条例(案)

(設置)

第1条 足立区多文化共生推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として足立区多文化共生推進計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長に答申した日までとする。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、区の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員及び幹事は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区多文化共生推進計画審議会	日額 7,000円
-----------------	-----------